

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.37

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> (指定管理者(社)北海道消費者協会)
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2階 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

苫小牧消費者被害防止ネットワークが発足！！

3月26日に苫小牧市で道内39番目(1支庁38市町村)となる「苫小牧消費者被害防止ネットワーク」の設立会議が開催されました。当日の設立会議は、構成団体の苫小牧市、苫小牧警察署、苫小牧消費者協会等、7団体が出席し、設立の趣旨や、設置要綱について話しあわれました。

今後の活動については、ネットワークのメーリングリストを活用し、悪質商法等の情報収集・提供を進める。

例年実施している5月の「消費者月間」や秋に実施している「みんなの消費生活展」、「出前講座」等への構成団体の積極的な参画を確認しました。そして、当面は構成団体の拡大に努め、将来的には“悪質業者が近寄ることができない街、苫小牧”を目標とすることで一致しました。

なお、遠軽町、上砂川町、日高町、においても近日中に設立を予定しており準備をすすめています。

道が北海道消費生活条例のリーフレットを作成！！

北海道は、北海道消費生活条例改正(平成22年4月全面施行)にともない、リーフレットを作成しました。今回の改正では、北海道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画等について定めるとともに、消費者問題の複雑化・多様化による消費者被害の発生・拡大の防止を図るよう緊急被害防止措置等についても定められています。主な内容については裏面をご覧ください。

5月消費者月間記念 くらしのセミナー第1回開催

「高齢者のくらしどう守る？
～被害の実態と消費生活条例改正～」

講師 北海道環境生活部 くらし安全局
消費者安全課 主査 鶴ヶ崎 徹 氏
場所 北海道立消費生活センター
くらしの教室(北3条西7道庁別館西棟
2F)

日時 5月19日(水)18:00～20:00

対象 一般(道民)

申込み・問い合わせは

北海道立消費生活センター 啓発部

TEL011-221-0110



(その①)

(その②)

(その①より1部抜粋)

不当な取引方法について知っておこう!

改正された条例では、「不当な取引方法」として次の9つの行為を禁止しています(条例第14条第1項〜第9項)。それぞれ具体的な項目については施行規則で定め、禁止項目がこれまでの27項目から64項目に広がりました。

① ① 不当な勧誘・消費者の意思に基づかない勧誘	(3項)
② ② 適合性原則違反・判断力不足使行為	(2項)
③ ③ 消費者を誑かせる行為	(4項)
④ ④ 不当な勧誘の形を妨害する行為	(2項)
⑤ ⑤ 不当な内容の契約	(3項)
⑥ ⑥ 錯誤履行の不当な勧誘	(7項)
⑦ ⑦ 錯誤の不履行	(3項)
⑧ ⑧ 錯誤解除等への不当な妨害	(7項)
⑨ ⑨ 不当な取引行為	(4項)

※①〜⑧は、改正された条例で新たに追加された項目です。
※⑨は従来からの項目です。

① 不当な勧誘・消費者の意思に基づかない勧誘

強制的に近づいたり、消費者が望まない勧誘をすることは禁止です。勧誘する目的を押しつけて消費者に決断させておいて勧誘すること、勧誘を拒否すること、消費者の意思に基づくメールやメッセージなどを通じて勧誘を送ることは不当な取引方法です。



強制的に勧誘を強いる行為は禁止されています。

勧誘を拒否する権利を消費者にも与えない勧誘を禁止すること。

② 適合性原則違反・判断力不足使行為

消費者の状況に配慮しない契約や利益の不釣り合いに個人が判断を要する行為を禁止します。

※ 知人や親類、友人、彼等以外の消費者の状況に配慮しておさめなければならない旨の訓示をさせることや消費者の判断力の不釣り合いを利用して勧誘することは、不当な取引方法です。

まるで高価な指輪やネックレスの分前までお安くした。買ってください。

お人好しで買ってしまうのは嫌です。

③ 消費者を誑かせる行為

「たまたま」のデモやセールを行っている際、商品の内容や取引条件などについて、虚偽なことを述べたり、見せかけの良い商品が本当と異なることを利用して消費者を誑かせる行為や、種々な不正行為をともなう勧誘であることに基づいて、消費者を勧誘することは不当な取引方法です。



虚偽な事実を述べたり虚偽な見せかけを利用して勧誘することは禁止されています。

虚偽な事実を述べたり虚偽な見せかけを利用して勧誘することは禁止されています。

④ 自由な意思の形成を妨害する行為

個人の意思に基づいて消費者の判断を促す行為は禁止です。強いたり、不当に近づいたり、正当な判断ができない状態に陥らせたり、勧誘を拒否しているにもかかわらず、近づいたり、決断している消費者に迷惑を強いたり、消費者に迷惑を覚えさせるような方法を用いて勧誘することは不当な取引方法です。

おや?

こんな店舗スタッフ一掃!!



勧誘を拒否しているのに勧誘すること。

消費者が私生活や業務に支障をきたすような勧誘を禁止すること。

⑤ 不当な内容の契約

契約内容にツボを置くことや、消費者に一方的に不利な内容で契約することは禁止です。虚偽の内容を契約書に記載したり、不十分な等の内容を盛り込んだり、消費者に一方的に不利な内容の契約を締結させることは不当な取引方法です。

契約を締結したので契約書を見て、お間違いなくお読みください。

先えっ!

先えっ!

先えっ!



消費者に一方的に不利な内容の契約を締結させること。

不当な内容の契約を消費者から申込み契約を締結させること。

⑥ 契約解除等への不当な妨害

契約を解除し、損害を賠償する消費者の権利を妨げることは禁止です。

※ コーピング・オフなど、消費者が正当な理由に基づいて契約の解除を行うことを妨げたり、契約解除後の損害を肩代わりしたることを正当な取引方法です。

うちの会社は「クーリング・オフ」なんて認めないからな!

ええっ! なっ、なんで?

⑦ 不当な与信行為

悪質な販売を助長するクレジット契約は禁止です。

※ 販売会社の不当な取引方法を強化しながらクレジット契約を締結させたり、返済能力が十分でない消費者にクレジット契約を締結させたりするなど、消費者の利益を害するクレジット契約を締結させることは不当な取引方法です。

〇〇〇〇

〇〇〇〇

〇〇〇〇